

特記仕様書（公園設計）

委託番号 令和8年度 第S - 1号
委託業務の名称 滋賀県立美術館増築その他設計業務委託
委託業務の場所 大津市瀬田南大萱町

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか「土木設計業務等共通仕様書（令和8年2月滋賀県県土整備部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。

記

第1編 共通編

第1108条 照査技術者及び照査の実施

本業務は、照査技術者により照査を行うものである。

第1108条の2 技術者の資格要件等

管理技術者および照査技術者は、「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件（共通仕様書）」で（交通まちづくり部関係）の業務Aに対応する技術者（造園部門）を配置すること。

第1110条 提出書類

1. 本業務は、滋賀県工事管理情報システム（以下「本システム」という）の利用対象業務であり、受注者は原則本システムを使用するものとする。
2. 受注者は、業務着手前に、監督職員に、担当技術者および管理技術者等のメールアドレスを報告するとともに、本システムの規約（<https://www.sct.or.jp/asp/>）に従い手続きを実施すること。
3. 本システムの利用料金は、その他原価に含まれており、利用期間および利用の有無は、設計変更の対象としない。
4. 受注者は、電子データによる交換・共有に適さない書類について、事前の協議時に監督職員にその旨を報告し、紙等による提出を行うことができる。

第1113条 資料の貸与及び返却

貸与する資料等は、次のとおりとする。

資料等の名称	数量	貸与場所	返却場所	摘要
びわこ文化公園に関する過年度成果物	2冊	THEシガパーク推進課	THEシガパーク推進課	

第1117条 成果物の提出

本業務はオンライン電子納品の対象業務である。電子納品の対応が出来ないものについては、監督職員にその旨を事前の協議時に報告し、「紙」による納品を行えるものとする。

第2編 業務内容

1. 業務目的

びわこ文化公園は、大津市瀬田・上田上地域から草津市に広がる丘陵地に位置する3つの大学や病院をはじめ、文化、芸術、医療、福祉、教育、研究、レクリエーション等の多様な施設が集積するびわこ文化公園都市内に位置する県営都市公園であり、1982年（昭和57年）に制定した「びわこ文化公園都市構想」に基づき整備された都市公園である。

本公園は、文化ゾーンと自然活用ゾーンに区分され、文化ゾーンには、図書館、埋蔵文化財センター、美術館等の県の文化施設に加え、日本庭園や茶室が立地し、県民の文化活動を牽引する役割を担っている。

さらに、自然活用ゾーンは、瀬田丘陵の雑木林を核とした緑の保全・回復を図るとともに、豊かな自然を活かした自然とのふれあいの場としての役割を担っており、里山保全活動の実践にも資する公園となっている。

しかし、開園から約40年が経過していることから、公園内の施設の老朽化が進行し、その魅力を十分に発揮できていない状況も散見されているため、適切な整備により都市公園の質を向上させる必要がある。

また、公園内に位置する滋賀県立美術館が開業40周年の節目として大規模な再整備を計画していることや、公園隣地の森林の活用が検討されていることから、その整合を図りつつ、公園としての今後の整備内容を定める必要がある。

本業務は、びわこ文化公園を再整備するために策定した基本計画を基に施設整備・改修に係る基本設計を行い、公園の機能向上、利用者の安全性・利便性及び景観等に配慮した整備方針を定めると共に実施設計を行い、整備内容をまとめることを目的とする。具体的な業務内容は、下記のとおりである。

2. 業務内容

（1）基本設計

1）与条件の細部検討

- ①与条件や基本計画の把握と整理
- ②各種設計条件の整理と確認
- ③各種設計基準の抽出と適用の確認
- ④現地詳細調査（設計対象地とその周囲）
（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備、など）

2）諸施設の検討および設定

- ①基本計画内容の整合性確認
 - ②敷地・施設容量から見た利用者数の検討と設定
 - ③空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
 - ④造成基本方針の検討と設定
 - ⑤植栽基本方針の検討と設定
 - ⑥供給処理設備基本方針の検討と設定
 - ⑦整備水準・目標工事費の検討と設定
 - ⑧維持管理基本方針の検討と設定
- ※①～⑧については業務期間中に開催予定である公園協議会の意見を反映する

3）基本設計図の作成

- ①実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成

- ②造成計画平面図の作成
- ③施設計画平面図の作成
- ④植栽計画平面図の作成
- ⑤供給処理設備計画平面図の作成

縮尺：1/500

- ⑥主要断面図の作成

縮尺：1/200

- ⑦主要施設の構造イメージ図の作成

縮尺：1/30

※縮尺については協議により変更できるものとする

4) 概算工事費の算出

- ①社会標準単価に基づいた概算工事費の算出

5) 基本設計説明書の作成

- ①上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

6) 照査

- ①基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ②設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ③成果品の内容の適正照査

7) 鳥瞰図または透視図の作成

- ①決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図またはアイレベルからのイメージスケッチの作成。仕上げサイズは、A3とする。

(2) 実施設計

対象範囲は基本設計の範囲と同様としているが、基本設計の結果、対象面積が変更となった場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

1) 与条件の確認および調査

- ①適用設計条件や設計基準の確認を行うこと。
- ②適用する基準等は監督員と協議により決定すること。
- ③関連機関との調整内容の確認を行うこと。
- ④与条件や長寿命化計画の把握と整理を行うこと。

2) 実施設計の検討

- ①現改修案との整合性確認を行うこと。
- ②必要に応じて意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定を行うこと。
- ③安全性・機能性に関する検討と設定を行うこと。
- ④施工性・市場性に関する検討と設定を行うこと。
- ⑤維持管理性に関する検討と設定を行うこと。
- ⑥既存施設の保存・撤去・再利用に関する検討と設定を行うこと。
- ⑦目標工事費との調整を行うこと。
- ⑧材質・構造等に関して、3案比較を行い、監督員と協議のうえ最適なものを選択すること。
- ⑨実施設計の検討に伴い、応力等の構造計算を行ったうえで妥当性を確認すること。

3) 実施設計図の作成（縮尺 1/10～1/100）

- ①実施設計図（平面図・縦断図・横断図・構造図・その他監督員の指示したもの）の作成を行うこと。

②仮設図（平面図・横断図・構造図・その他監督員の指示したもの）を作成すること。なお、仮設図に関しては、周辺道路への出入りも含めて計画するものとする。

4) 数量計算

図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算を行うこと。

5) 概算工事費の算出

見積り徴収等により必要単価に基づいた工事費の算出を行うこと。

なお、見積り徴収は3者以上に行うものとする。

概算工事費には仮設費用も計上するものとする。

6) 実施設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成を行うこと。

7) 照査

①基礎情報の把握と設計計画の適正照査を行うこと。

②設計方法や設計手法の妥当性の照査を行うこと。

③成果品の内容の適正照査を行うこと。

(3) 撤去設計

対象範囲は基本設計の範囲と同様としているが、基本設計の結果、対象面積が変更となった場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

1) 既存施設の現況把握

①現地踏査により細部確認、計測等を行うこと。

長寿命化計画の数値と異なる際は、監督員に連絡すること。

②性能に影響するレベルのクラック等がないか確認すること。クラック等が確認された場合は、状況を報告のうえ監督員と協議すること。

③既存施設の劣化状況把握と評価、ならびに現況図整理を行うこと。

（過去の図面が無い場合は、個別に計測を行い想定図の作成を行うこと。）

2) 撤去等方針の設定

撤去・移設・補修活用などの方針設定、撤去物の分類を行うこと。

3) 撤去関係図の作成

撤去する施設を示した平面図、数量算出のための詳細図・想定図・根拠図等の作成を行うこと。

4) 撤去等数量計算

通常の数値算出に加えて、素材分類毎の搬出量の算出を行うこと。

第3編 その他

- ・業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- ・受注者は、監督職員より途中報告を求められた場合、速やかに報告を行うものとする。